

文 教 委 員 会

令和8年7月24日

庶務報告

- (1) 葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和7年度管理運営報告の概要について (学 校 施 設 課 長)
- (2) 水元小学校及び宝木塚小学校の改築について (学 校 施 設 整 備
担 当 課 長)
- (3) 教員等に対する麻しん抗体検査の実施について (学 務 課 長)
- (4) 就学援助の誤認定について (学 務 課 長)
- (5) 弱視通級指導学級の移設について (総 合 教 育 セ ン タ ー
管 理 担 当 課 長)
- (6) 私立学童保育クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業について (放 課 後 支 援 課 長)
- (7) 私立学童保育クラブにおける熱中症予防支援事業について (放 課 後 支 援 課 長)
- (8) 葛飾区体育施設指定管理者からの令和7年度管理運営報告の概要について (生 涯 ス ポ ー ツ 課 長)
- (9) 体育施設の利用の在り方に関する見直しについて (生 涯 ス ポ ー ツ 課 長)
- (10) スポーツ振興くじ助成金における財産処分納付金の納付について (生 涯 ス ポ ー ツ 課 長)

葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和7年度管理運営報告の概要について

学校施設課

1 報告趣旨

地方自治法第244条の2第10項（指定管理者施設の管理業務・経理状況報告）及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条（事業報告書の提出）に基づき、葛飾区立日光林間学園指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された令和7年度管理運営報告の概要について報告するもの

なお、指定管理者として、国際自然大学校・宮ビルサービス共同体を指定している。

2 管理運営報告の概要

(1) 宿泊利用件数

	令和7年度	令和6年度	増減数
一 般	816件	643件	173件
移動教室・公用	50件	51件	△1件
合 計	866件	694件	172件

(2) 宿泊利用人数（延べ人数）

	令和7年度	令和6年度	増減数
一 般	11,635人	8,514人	3,121人
移動教室・公用	7,660人	7,315人	345人
合 計	19,295人	15,829人	3,466人

(3) 施設利用料金収入実績

ア 施設利用料金収入額（減免補填収入を含む。）

25,778,130円

イ 施設利用料金収入の区への還元

指定管理者は、葛飾区立日光林間学園の管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）第6条第1項に基づき、施設利用料金収入額が収入見込額を超えた場合には、その超えた額の1割を区に還元する。令和7年度は、施設利用料金収入額が収入見込額を上回ったため、指定管理者は次の額を区に納付した。

還元額 877,813円

$(25,778,130\text{円〔収入額〕} - 17,000,000\text{円〔見込額〕}) \times 0.1$

(4) 修繕料・植栽管理費

施設及び備品の修繕、植栽管理については、区から貸し付けられた預り金により指定管理者が実施した。

ア 指定管理者が実施した修繕 31件

コンセント増設、大浴場LED化等

イ 指定管理者が実施した植栽管理 1件

危険木伐採

ウ 修繕料・植栽管理費の清算

貸付額	支出額	返戻額
14,250,560円	13,322,490円	928,070円

(5) 燃料・光熱水費

燃料・光熱水費については、区から貸し付けられた預り金により指定管理者が支払った。

燃料・光熱水費の清算

貸付額	支出額	返戻額
36,695,302円	33,800,699円	2,894,603円

(6) 自主事業実績

ア 主な実施内容

時 期	実施内容	参加者数
通 年	クラフト等製作	1,070人
通 年	益子焼絵付け体験	773人
通 年	火起こし体験等	308人
通 年	レクリエーションゲーム等	302人
通 年	星空観察会	290人
令和7年8月	アウトドアクッキングキャンプ	29人
令和8年2月	にっこう雪遊びキャンプ	22人

イ 自主事業収益の区への還元

指定管理者は、年度協定書第6条第2項に基づき、自主事業の実施による収益があった場合には、その収益額の5割を区に還元する。

令和7年度は、自主事業の実施による収益があったため、指定管理者は次の額を区に納付した。

還元額 308,669円

$(5,385,382\text{円〔収入額〕} - 4,768,043\text{円〔支出額〕}) \times 0.5$

(7) 広報活動実績

ホームページの運営、「フェイスブック」・「インスタグラム」への掲載、パンフレットの作成・配布を通年実施した。

(8) モニタリング及びアンケートの実施

実施方法

ア 指定管理者によるセルフモニタリング

指定管理者が自らの業務について、毎月、セルフモニタリングシートを使用した自己評価を実施し、継続的な改善に取り組んだ。

イ 利用者満足度調査

移動教室を実施した小学校及び一般利用者には、それぞれアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。

ウ 実施結果の反映

セルフモニタリング及び利用者満足度調査の結果について、モニタリング会議等の際に指定管理者と区で協議を行い、サービス向上につなげた。

(9) 総括

一般利用については、前年度比で延べ3,121人と大幅に増加し、令和3年度から5年連続の利用者増となった。

なお、小学校及び一般利用者からのアンケート結果では、別紙1のとおり概ね良好な評価を得ている。また、学園の財務状況については、別紙2のとおりである。

3 区の重点指導方針

葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、安全・安心な施設管理を徹底していくとともに、豊かな自然や文化に触れ、楽しく学習ができる施設運営を行うように指導していく。

また、サービス向上への継続的な取組、積極的な広報活動や自主事業の実施により、一般利用者の集客を図っていく。

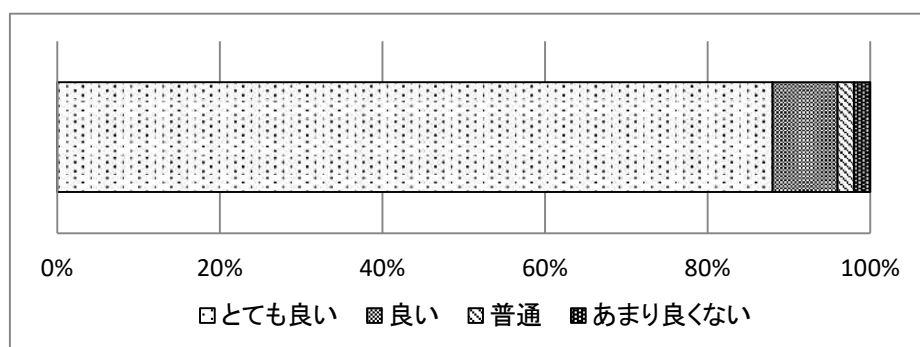
令和7年度日光林間学園の利用に関するアンケート結果

1 移動教室実施校

〔回答校〕 50校

◆学園職員の対応

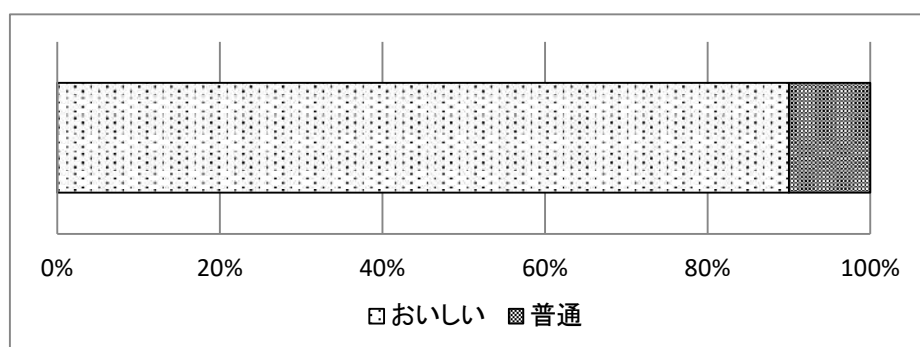
評価	
とても良い	44
良い	4
普通	1
あまり良くない	1
悪い	0
計	50



※「あまり良くない」を選択した理由として、学園スタッフの児童への接し方や説明の分かりやすさについて、改善を求める意見があった。

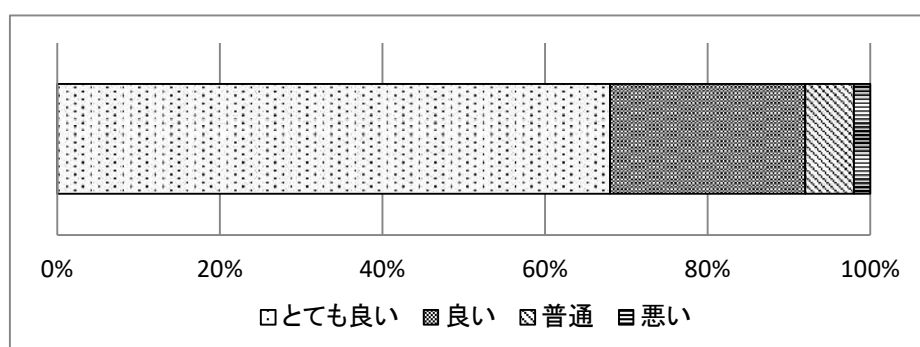
◆食事の味付け

評価	
おいしい	45
普通	5
改善が必要	0
計	50



◆清掃の状態

評価	
とても良い	34
良い	12
普通	3
あまり良くない	0
悪い	1
計	50



※「悪い」を選択した理由として、寝具や清掃状況に関する改善を求める意見があった。

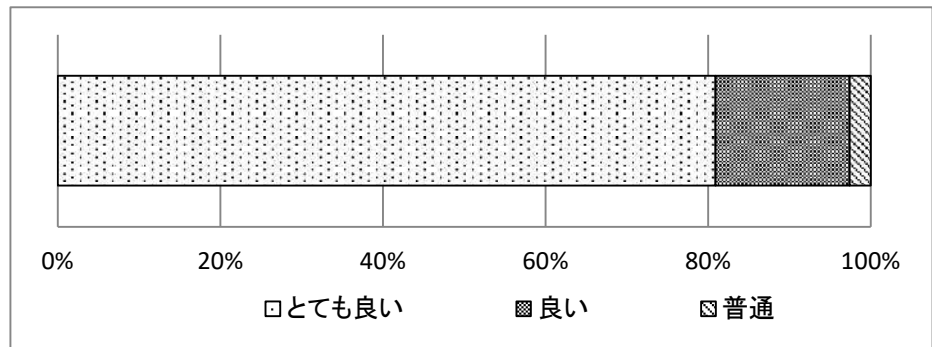
令和7年度日光林間学園の利用に関するアンケート結果

2-1 一般利用者

〔回答数〕 309人

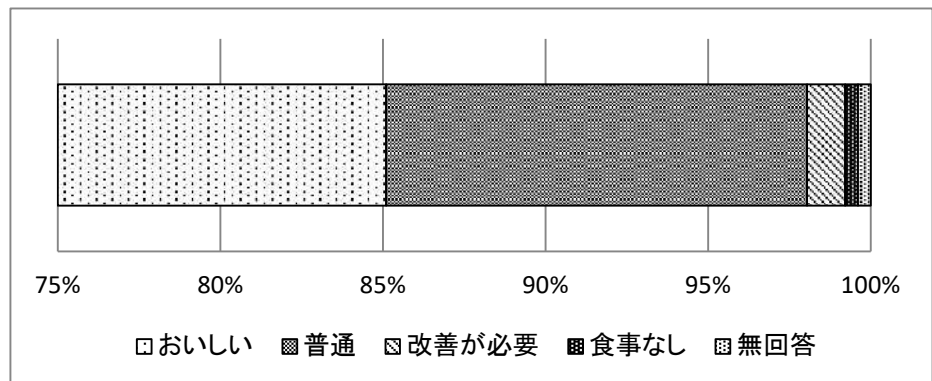
◆学園職員の対応

評価	
とても良い	250
良い	51
普通	8
あまり良くない	0
悪い	0
計	309



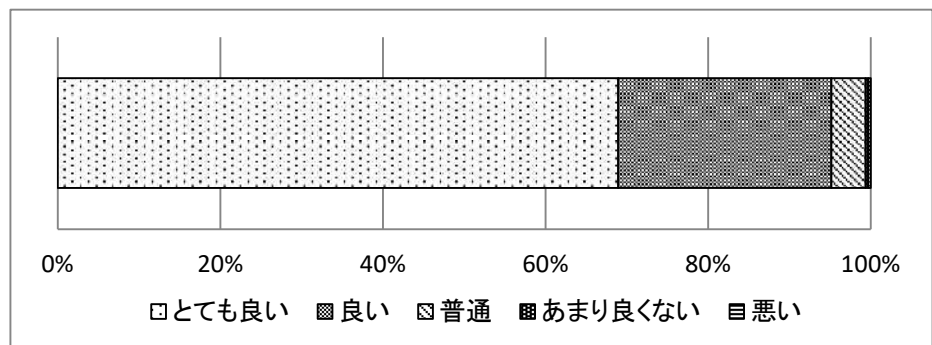
◆食事の味付け

評価	
おいしい	217
普通	33
改善が必要	3
食事なし	49
無回答	7
計	309



◆清掃の状態

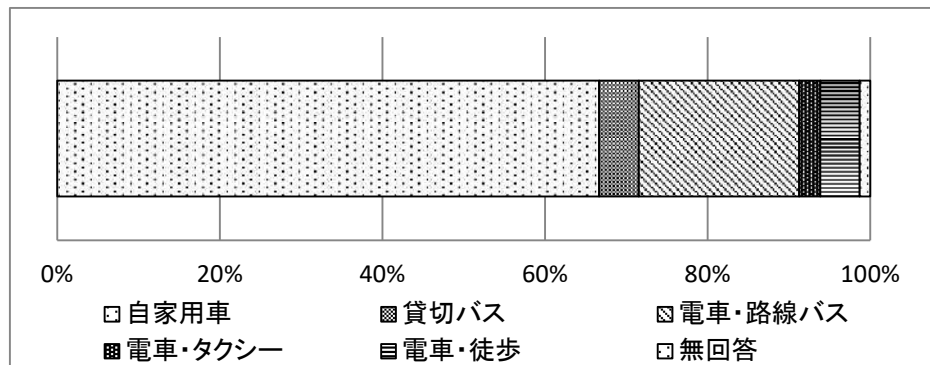
評価	
とても良い	213
良い	81
普通	13
あまり良くない	1
悪い	1
計	309



2-2 一般利用者

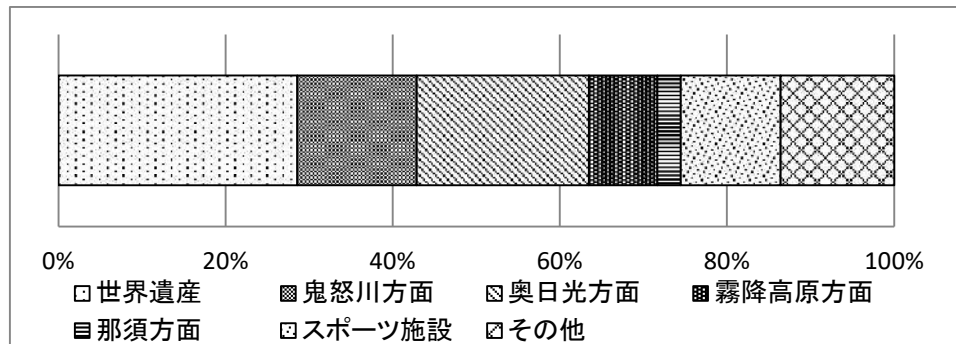
◆交通手段

項目	
自家用車	206
貸切バス	15
電車・路線バス	61
電車・タクシー	8
電車・徒歩	15
無回答	4
計	309



◆行き先

項目	
世界遺産	122
鬼怒川方面	61
奥日光方面	88
霧降高原方面	35
那須方面	12
スポーツ施設	51
その他	58
計	427



※複数回答可

令和 7 年度日光林間学園 財務状況

1 損益計算書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

区分	合計		運営・維持管理業務会計		自主事業会計	
売上高						
指定管理料	53,253,000		53,253,000			
		53,253,000		53,253,000		
売上高						
施設利用料金収入	24,763,235		24,763,235			
減免補填収入	1,014,895		1,014,895			
食事料金収入	33,893,720		33,893,720			
自主事業収入	5,385,382				5,385,382	
その他収入	236,500	65,293,732	236,500	59,908,350		5,385,382
売上高合計		118,546,732		113,161,350		5,385,382
売上原価						
食材仕入原価	33,893,720		33,893,720			
自主事業原価	4,768,043				4,768,043	
売上原価合計		38,661,763		33,893,720		4,768,043
売上総利益		79,884,969		79,267,630		617,339
販売費及び一般管理費						
人件費	29,550,135		29,550,135			
業務委託費	35,019,138		35,019,138			
消耗品費	1,629,353		1,629,353			
事務用品費	63,112		63,112			
通信費	620,273		620,273			
交際費	0		0			
新聞図書費	46,800		46,800			
旅費交通費	43,550		43,550			
広告宣伝費	251,819		251,819			
支払手数料	95,530		95,530			
賃借料	3,197,788		3,197,788			
保険料	406,650		406,650			
租税公課	16,000		16,000			
負担金	32,000		32,000			
雑費	2,700,271	73,672,419	2,700,271	73,672,419		0
営業損益		6,212,550		5,595,211		617,339
営業外費用（還元額）						
施設利用料金還元		877,813	877,813	877,813		
自主事業還元		308,669			308,669	308,669
経常損益		5,026,068		4,717,398		308,670

2 貸借対照表

令和8年3月31日 現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	53,075,971	I 流動負債	48,049,903
現金及び預金	53,001,751	預り金	38,954,172
預け金	0	未払金	9,095,731
売掛金	74,220	前受金	0
未収金	0		
II 固定資産	0	II 固定負債	0
有形固定資産	0	純資産の部	
機械装置	0	利益剰余金	△ 533,121
器具備品	0	前期繰越金	5,559,189
車両運搬具	0		
無形固定資産	0	純資産合計	5,026,068
ソフトウェア	0		
投資その他の資産	0		
資産合計	53,075,971	負債及び純資産合計	53,075,971

水元小学校及び宝木塚小学校の改築について

学校施設整備担当課

1 水元小学校の改築について

(1) 経緯

水元小学校の改築に当たっては、令和9年4月の外構整備工事完了に向けて、屋内運動場解体工事を進めているところである。

外構整備工事については、令和8年第2回定例会での契約を予定していたが、先般、入札が不調となったため、改築スケジュールの見直しを行うもの

(2) 対応

フェンス及び付属棟屋根の仕様や施工手順を見直した上で、改めて入札を行い、令和8年第3回定例会での契約を予定している。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和8年8月 屋内運動場解体工事完了

11月 外構整備工事着手

令和9年8月 外構整備工事完了（改築事業の終了）

2 宝木塚小学校の改築について

(1) 経緯

改築工事期間中における屋外教育環境の確保のため、令和7年12月から都営葛飾宝町アパート跡地に仮校庭の整備を進めており、令和8年8月の竣工を予定していた。しかし、中東情勢の緊迫化により一部資材の納品が遅延し、仮校庭整備工事の完了時期を変更する必要があるため、工事スケジュールの見直しを行うもの

(2) 対応

資材の納品状況について受注者と随時情報共有を図るとともに、納品後速やかに施工に着手できるよう、受注者に準備を進めさせる。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 仮校庭整備工事完了

11月 仮校庭使用開始

令和12年11月 仮校庭使用終了

【参考】新校舎建設工事スケジュール（予定）

令和10年10月 新校舎建設工事完了

令和11年1月 新校舎にて運営開始、仮設校舎・屋内運動場解体工事着手

11月 仮設校舎・屋内運動場解体工事完了

12月 外構整備工事着手

令和12年11月 外構整備工事完了（改築事業の終了）

教員等に対する麻しん抗体検査の実施について

学務課

1 概要

都内で麻しんが流行していることから、その予防を図り、区立学校での集団感染を防ぐため、児童・生徒と接する機会の多い教員等を対象に、麻しんの抗体検査を実施するもの

なお、麻しん含有ワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種が完了しておらず感染の可能性が高い未就学児と接する「幼稚園職員及び就学相談に従事する職員」については、人事課の定期健康診断等で先行して抗体検査を行う。

2 対象者

子どもに感染させるリスクの高い「学校で子どもと接する機会が多い者（教員及びそれに準ずる者）」及び「私立学童保育クラブ職員等」について検査を行う。

ただし、ワクチンの接種が2回以上の者及び過去に麻しんに感染した者を除く。

- （1）教員及びそれに準ずる者（教員、講師、学習指導補助員等）
- （2）私立学童保育クラブ職員及び放課後子ども事業（かつしかプラス）に従事する職員

3 実施方法

区立学校数校に検査会場を設け、数日間実施する予定。検査の結果、抗体価の基準に満たず、かつ接種を希望する者については、健康部が実施するワクチン接種事業により、無料でワクチン接種を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月 対象者のワクチン接種歴及び麻しん罹患歴を確認

8月 抗体検査の対象人数を確定し、委託契約を締結

9月 抗体検査実施

10月 結果判明、ワクチン接種開始

就学援助の誤認定について

学務課

1 概要

経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等に対し、本区が必要な援助を行う就学援助の令和8年度事務処理において、学務システムの設定等に誤りがあったため、就学援助の認定要件（別紙「就学援助の区分及び認定要件」参照）に該当するかの判定が正しく行われず、誤った認定結果を記載した通知書を発送した。

なお、就学援助費支給前に誤認定が判明したため、誤支給は生じていない。

2 原因

令和8年3月に標準準拠システムへ移行した学務システムの設定に誤りがあり、生活保護の受給状況が照合されず誤認定が生じた。また、令和7年度の生活保護の停止・廃止データが取り込まれず誤認定が生じた。

3 誤認定の内訳

誤認定者数 58人

	誤認定の内容	正しい認定区分	対象者数
1	生活保護を受給していない申請者が申請理由の「生活保護を受けている」にチェックをして申請した場合、誤って「要保護」と認定した。	準要保護	41人
		否認定	4人
		審査保留（※）	6人
2	生活保護を受給している申請者が申請理由の「生活保護を受けている」にチェックをしていない又は他の申請理由をチェックして申請した場合、誤って「準要保護」と認定した。	要保護	5人

	誤認定の内容	正しい認定区分	対象者数
3	前年度に生活保護が廃止となった申請者について、生活保護の停止・廃止データが取り込まれていなかったため、誤って否認定とした。	準要保護	2人

(※) 令和8年度住民税の申告や所得証明書の提出がなく、所得が確認できないため審査を保留したもの

4 これまでの対応

誤認定者を含め、6月26日に令和8年度の認定に係る通知書を送付していたため、7月14日に誤認定者へお詫び文と認定の取消し又は変更に係る通知書を送付した。

5 今後の対応

学務システムの設定等に誤りが生じた原因について現在調査中であり、原因が判明次第、速やかに再発防止策を講じる。

就学援助の区分及び認定要件

区 分	認定要件
要保護	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号）による教育扶助を受けていること
準要保護	次のいずれかに該当すること 1 前年度又は現年度において、生活保護法による保護が停止又は廃止されたこと 2 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の規定により支給されるものをいう。）の支給を受けていること 3 世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者がいる場合は、1 人につき 10 万円（当該給与所得又は公的年金等所得の額が 10 万円に満たない場合にあつては、その額）を差し引いた額）が、次に掲げる額の合計額に満たないこと (1) 生活保護法による生活扶助の額及び教育扶助の額を合算した額に 1.3 を乗じて得た額 (2) 学校給食費相当額 (3) 住宅扶助額 4 前年又は現年において、児童・生徒に係る主たる生計維持者が病気、失業、倒産又は災害その他の事情が発生し、申請日現在も引き続き生活が困窮していると区教委が認める状況にあること。ただし、主たる生計維持者の休職、失業の事情により申請する場合においては、主たる生計維持者を除く世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者がいる場合は、1 人につき 10 万円（当該給与所得又は公的年金等所得の額が 10 万円に満たない場合にあつては、その額）を差し引いた額）が 3 に掲げる基準額に満たないこと 5 前年又は現年において、児童・生徒に係る主たる生計維持者であつて、給与収入等が減少したため、申請日現在も引き続き生活が困窮していると区教委が認める状況にある者（ただし、休職又は失業をした者を除く。）については、現年中の見込所得金額（当該申請をする日の属する月を含む直近 4 箇月分の平均所得に 12 を乗じて得た額をいう。）に、主たる生計維持者を除く世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者がいる場合には、1 人につき 10 万円（当該給与所得又は公的年金等所得の額が 10 万円に満たない場合にあつては、その額）を差し引いた額）が 3 に掲げる基準額に満たないこと

※葛飾区就学援助実施要綱（平成 3 年 4 月 1 日教育長決裁）に基づき作成

弱視通級指導学級の移設について

総合教育センター管理担当課

1 概要

立石中学校に設置している弱視通級指導学級（以下「弱視学級」という。）について、在籍状況及び今後のニーズを踏まえ、令和9年度から大道中学校へ移設する。

2 現状と今後の方向性

- （1）立石中学校では、弱視学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を併設している。
- （2）令和8年度は弱視学級の在籍生徒数がゼロとなっている。
- （3）令和9年度は、住吉小学校の弱視学級に在籍している6年生2名が中学校でも継続利用する見込みであり、受け皿の確保が必要である。
- （4）一方、立石中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級は設置当初の令和4年度の3名から令和8年度は16名へと増加し、ニーズが拡大している。
- （5）以上のことから、入級者が増加している自閉症・情緒障害特別支援学級については引き続き立石中学校で運営し、併設の弱視学級については大道中学校に移設する。

3 移設計画（案）

（1）移設時期

令和9年4月1日

（※在籍生徒数がゼロの令和8年度が適切な移設準備時期と判断）

（2）移設先

大道中学校

（3）移設先の選定理由

ア 立石中学校からの距離が近く、来年度立石中学校への入級を考えている児童の通学上の支障を最小限にできる。

イ 弱視学級の教室を確保できる。

(4) 移設先での学級配置

ア P T A室を弱視学級へ転用する。

イ P T A室は活用頻度が少ないミーティングルームに移設する。

(5) 移設に当たっての整備内容及び予算措置

ア 整備内容

(ア) エアコンの設置

(イ) 教材の新調

イ 予算措置

令和8年度の既定予算内で対応する。

4 今後の進め方

令和8年9月 令和9年度用入学案内冊子に掲載

令和9年3月 エアコンの設置、教材の購入

令和9年4月1日 大道中学校にて運用開始

私立学童保育クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業について

放課後支援課

1 概要

私立学童保育クラブ従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対し、借り上げに係る経費の一部を都の補助事業を活用して補助することにより、私立学童保育クラブにおける人材の確保、定着及び離職防止を図るもの

2 内容

(1) 戸数

1 クラブ当たり最大3戸まで

(2) 基準額

1戸当たり1か月につき最大82,000円

(3) 補助率

都：3／4、区：1／8

3 予算措置

第3回定例会において補正予算案に計上予定

私立学童保育クラブにおける熱中症予防支援事業について

放課後支援課

1 概要

都の補助事業を活用し、私立学童保育クラブにおける熱中症予防を行うことで、安全・安心な施設環境を確保するもの

2 内容

- (1) 日除けやミストシャワー等の導入
 - 1 クラブ当たり上限100万円
- (2) その他熱中症予防（消耗品の購入等）
 - 1 クラブ当たり上限2万円
- (3) 補助率
 - 都：3／4、区：1／4

3 予算措置

第3回定例会において補正予算案に計上予定

葛飾区体育施設指定管理者からの令和 7 年度管理運営報告の概要について

生涯スポーツ課

1 報告趣旨

地方自治法第244条の2第10項（指定管理者施設の管理業務・経理状況報告）及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条（事業報告書の提出）に基づき、葛飾区体育施設指定管理者から提出された令和 7 年度管理運営報告の概要について報告するもの

なお、葛飾区体育施設指定管理者として、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体を指定している。

2 管理運営報告の概要

(1) 自主事業

体育施設においてヨガや水泳等のスポーツコース等を展開し、区民の方々がスポーツや運動に親しみ、参加できる機会を提供する事業

〔主な事業〕 スポーツコース（親子・子ども向け、大人向け）

施設名	令和 7 年度		令和 6 年度		増減数	
	コース	参加者	コース	参加者	コース	参加者
奥戸総合スポーツセンター 体育館	72	9, 243人	85	8, 819人	△ 13	424人
奥戸総合スポーツセンター 温水プール館・エイトホール	37	1, 499人	43	1, 695人	△ 6	△ 196人
水元総合スポーツセンター 体育館（温水プール等含む）	44	2, 761人	43	2, 377人	1	384人
合計	153	13, 503人	171	12, 891人	△ 18	612人

(2) 体育施設利用状況

施設名	令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	貸切件数	個人利用	貸切件数	個人利用	貸切件数	個人利用
	貸切人数		貸切人数		貸切人数	
奥戸総合スポーツセンター 体育館	4, 542件	116, 458人	4, 675件	107, 550人	△ 133件	8, 908人
	267, 433人		278, 093人		△ 10, 660人	
奥戸総合スポーツセンター 陸上競技場	365件	24, 469人	752件	50, 604人	△ 387件	△ 26, 135人
	81, 145人		97, 341人		△ 16, 196人	
奥戸総合スポーツセンター 温水プール館・エイトホール	2, 579件	94, 178人	3, 029件	116, 095人	△ 450件	△ 21, 917人
	88, 902人		96, 540人		△ 7, 638人	
水元総合スポーツセンター 体育館（温水プール等含む）	9, 086件	201, 343人	8, 459件	190, 483人	627件	10, 860人
	332, 171人		295, 535人		36, 636人	
屋外施設（野球場、屋外プール等）	57, 710件	7, 734人	57, 409件	7, 479人	301件	255人
	1, 076, 658人		1, 064, 421人		12, 237件	
クライミングセンター	412件	26, 724人	479件	28, 272人	△ 67件	△ 1, 548人
	16, 364人		7, 884人		8, 480人	
合計	74, 694件	470, 906人	74, 803件	500, 483人	△ 109件	△ 29, 577人
	1, 862, 673人		1, 839, 814人		22, 859人	
利用人数総計	2, 333, 579人		2, 340, 297人		△ 6, 718人	

※令和7年度は、改修工事のため、以下のア～ウのとおり、各施設の利用を休止、制限した。

ア 奥戸総合スポーツセンター体育館照明設備改修工事

大体育室 令和7年4月15日～令和7年5月15日

小体育室 令和7年5月11日～令和7年5月30日

イ 奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

令和7年10月14日～令和8年3月31日

ウ 奥戸総合スポーツセンター温水プール大プール槽改修工事

令和7年11月17日～令和8年3月31日

(3) 令和7年度収支決算概要

収入合計 (A)	1, 285, 322, 959円
支出合計 (B)	1, 239, 312, 239円
損益 (A - B)	46, 010, 720円

(4) 区への還元

葛飾区体育施設の管理に関する年度協定書第6条に基づく

利用料金収入還元金 8, 799, 954円 自主事業収入還元金 1, 530, 136円

※施設利用料金収入並びに自主事業収益がそれぞれの見込総額を超える場合に、施設利用料金収入については見込総額を超える金額に0.5を乗じた金額を、自主事業収益については見込総額を超える金額に0.2を乗じた金額を区へ還元するもの

(5) 外部機関による第三者評価の実施

公益財団法人日本スポーツ施設協会が実施する指定管理者外部評価を受けた。

評価点数92点（105点満点）で格付評価「AA」（格付け7段階中第2位、経営体制及び管理運営体制が安定的かつ良好な状態）の評価を受けた。

3 区の重点指導方針

令和7年度は第5期指定管理期間の2年目として、新たに小菅西公園運動場スケートボード場を管理施設に加え、令和8年4月1日の開設に向け、指定管理者としての専門的な知識やノウハウを活用しながら、開設準備に係る指導・監督を行った。今後も「事業提案の確実な実行」「自治体・地域住民との協働」を念頭に安定した運営・維持管理に取り組ませるため、履行状況の把握に努め、適切に指導を行う。施設の維持管理面では、日常の点検・保守的的確な実施と適切な修繕を行い、区民にとって安全・安心及び快適に利用していただける施設環境を整えていくよう指導・監督を行っていく。

4 令和7年度 体育施設運営状況

(1) 損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

区分	合計		運営・維持管理業務会計		自主事業会計	
売上高						
指定管理料	712,747,763		712,747,763			
協定変更分	11,540,209	724,287,972	11,540,209	724,287,972		
売上高						
施設利用料金収入	425,648,909		425,648,909			
自動販売機収入	17,868,541				17,868,541	
自主事業収入	106,658,905				106,658,905	
その他収入	10,858,632	561,034,987	1,055,200	426,704,109	9,803,432	134,330,878
売上高計		1,285,322,959		1,150,992,081		134,330,878
売上原価（物販仕入等）						
販売物購入費	5,844,782	5,844,782		0	5,844,782	5,844,782
売上総利益		1,279,478,177		1,150,992,081		128,486,096
販売費及び一般管理費						
人件費	481,626,477		424,716,091		56,910,386	
消耗品費	12,081,863		10,405,345		1,676,518	
通信費	3,357,665		2,903,244		454,421	
広告費	5,155,336		4,696,119		459,217	
賃借料	16,995,083		1,208,349		15,786,734	
維持管理経費	682,021,551		681,481,741		539,810	
雑費	16,079,297		13,805,647		2,273,650	
その他	16,150,185	1,233,467,457	10,927,508	1,150,144,044	5,222,677	83,323,413
営業損益		46,010,720		848,037		45,162,683
営業外費用（還元額）						
施設利用料金還元	8,799,954		8,799,954	8,799,954		
自主事業還元	1,530,136	10,330,090			1,530,136	1,530,136
経常損益		35,680,630		△ 7,951,917		43,632,547

(2) 貸借対照表

令和8年3月31日 現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	127,836,380	預り金	38,584,157
未収入金	33,338,372	前受金	21,384,105
仮払金	453,000	仮受金	0
商品	1,133,157	未払費用	16,915,354
		未払消費税	41,188,856
固定資産		負債合計	118,072,472
有形固定資産	12,489,000	純資産の部	
器具備品	62,551,000	利益余剰金	119,728,437
		純資産合計	119,728,437
資産合計	237,800,909	負債及び純資産合計	237,800,909

令和 7 年度

葛 飾 区 体 育 施 設

事 業 報 告 書

生涯スポーツ課

目 次

1 スポーツ事業

(1) 生涯スポーツ課実施分 1

(2) 指定管理者実施分 4

2 体育施設の利用状況

(1) 体育施設の貸切（団体）・個人利用状況 11

(2) 体育施設予約システム登録者数 11

(3) 年末年始の実績状況 12

3 利用料金収入の状況 13

4 施設維持管理の状況

(1) 指定管理者が実施した修繕 14

(2) 地域に根差した経営の実施 14

5 指定管理者運営状況

(1) 指定管理者モニタリング実施実績 15

(2) 区・指定管理者間の連携体制 15

1 スポーツ事業

(1) 生涯スポーツ課実施分

地域スポーツクラブ事業

		令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	地域スポーツクラブ名	小計	合計	小計	合計	小計	合計
※会員数	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	586人	1,200人	573人	1,172人	13人	28人
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	614人		599人		15人	
※プログラム 数（種目数）	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	367°プログラム (24種目)	917°プログラム (67種目)	367°プログラム (24種目)	877°プログラム (64種目)	07°プログラム (0種目)	47°プログラム (3種目)
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	557°プログラム (43種目)		517°プログラム (40種目)		47°プログラム (3種目)	
※年間プログラム 総開催数	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	2,085回	3,590回	2,137回	3,637回	△ 52回	△ 47回
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	1,505回		1,500回		5回	
年間プログラム 総参加数	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	27,143人	54,312人	27,570人	54,895人	△ 427人	△ 583人
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	27,169人		27,325人		△ 156人	

地域スポーツクラブと学校連携事業

		令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	地域スポーツクラブ名	小計	合計	小計	合計	小計	合計
※実施小学校数	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	10校	18校	9校	18校	1校	0校
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	8校		9校		△ 1校	
※実施中学校数	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	0校	1校	0校	1校	0校	0校
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	1校		1校		0校	
参加者数	NPO法人 こやのエンジョイくらぶ	1,534人	2,794人	1,487人	2,875人	47人	△ 81人
	一般社団法人 オール水元スポーツクラブ	1,260人		1,388人		△ 128人	

少年スポーツ等推進事業

		令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	7 年度開催数	小計	合計	小計	合計	小計	合計
スポーツ教室	3教室	279人	12,781人	376人	12,431人	△ 97人	350人
指導員養成講習会	1講習会	11人		9人		2人	
区民スポーツ大会	19大会	9,676人		9,768人		△ 92人	
その他の大会・教室	2大会	2,815人		2,278人		537人	

高齢者健康づくり推進事業

		令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	7 年度開催数	小計	合計	小計	合計	小計	合計
スポーツ教室	3教室	312人	6,556人	204人	8,274人	108人	△ 1,718人
指導員養成講習会	6講習会	139人		118人		21人	
区民スポーツ大会	12大会	835人		816人		19人	
マスターズ大会	11大会	2,786人		2,400人		386人	
ウォーキング・ランニング推進事業	11事業	442人		732人		△ 290人	
区民体力測定会	10回	2,042人		4,004人		△ 1,962人	

障害者スポーツ推進事業

		令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	7 年度開催数	小計	合計	小計	合計	小計	合計
スポーツ教室	6教室	2,061人	3,913人	2,234人	4,362人	△ 173人	△ 449人
指導員養成講習会	1講習会	13人		13人		0人	
ボッチャ交流大会	2大会	133人		113人		20人	
フロアホッケー交流競技大会	1大会	227人		227人		0人	
ユニすぽカーニバルinかつしか		1,479人		200人		1,279人	
かつしかパラスポーツフェスタ				1,575人		△ 1,575人	

○「ユニすぽカーニバルinかつしか」は令和 6 年度は「パラスポーツフェスタinかつしか2024」として開催

区民体育大会

		令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比（増減数）	
	7 年度開催数	小計	合計	小計	合計	小計	合計
区民体育大会総合開会式	1回	440人	26, 110人	880人	24, 686人	△ 440人	1, 424人
春季大会	31大会	11, 641人		11, 797人		△ 156人	
夏季大会	3大会	830人		672人		158人	
秋季大会	33大会	10, 815人		10, 268人		547人	
冬季大会	2大会	524人		519人		5人	
墨東五区大会	2大会	1, 860人		550人		1, 310人	

○総合開会式の増減理由：雨天のため大体育室での縮小開催による参加者減

区民スポーツイベント

		令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比（増減数）
エンジョイスports		1, 804人	2, 639人	△ 835人
スポーツフェスティバル		36, 060人	36, 288人	△ 228人
かつしかふれあいRUNフェスタ	※申込者数	7, 374人	4, 922人	2, 452人
	出走者数	6, 361人	4, 258人	2, 103人
キャプテン翼CUPかつしか		16, 728人	23, 424人	△ 6, 696人

○エンジョイスportsの増減理由：サッカー教室が雨天により参加者減

○翼CUPの増減理由：令和 6 年度は10回記念大会でエキシビジョンマッチを 2 日間開催したが、令和 7 年度は1日開催による来場者減

地域スポーツ活動推進事業

	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比（増減数）
地区スポーツ大会（ロードレース等）	8, 679人	6, 655人	2, 024人
コミュニティ健康体操	1, 454人	1, 456人	△ 2人
※ニュースports用具貸出件数	114件	149件	△ 35人

○地区スポーツ大会（ロードレース等）の増減理由：令和 6 年度15地区開催から令和 7 年度18地区開催による増

	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比（増減数）
参加者数（計）	177, 552人	182, 243人	△ 4, 691人

○上記中「参加者合計」には、地域スポーツクラブ事業の「※会員数」、「※プログラム数（種目数）」、「※年間プログラム総開催数」、地域スポーツクラブと学校連携事業の「※実施小学校数」、「※実施中学校数」、区民スポーツイベントのかつしかふれあいRUNフェスタの「※申込者数」、地域スポーツ活動推進事業の「※ニュースports用具貸出件数」は含まない。

(2) 指定管理者実施分

①スポーツコース事業実施コース数

	令和7年度		令和6年度		前年度比（増減数）	
	小計	合計	小計	合計	小計	合計
奥戸総合スポーツセンター体育館	72コース	153コース	85コース	171コース	△ 13コース	△ 18コース
奥戸総合スポーツセンター 温水プール館・エイトホール	37コース		43コース		△ 6コース	
水元総合スポーツセンター体育館	44コース		43コース		1コース	

②スポーツコース事業参加人員数

	令和7年度		令和6年度		前年度比（増減数）	
	小計	合計	小計	合計	小計	合計
奥戸総合スポーツセンター体育館	9,243人	13,503人	8,819人	12,891人	424人	612人
奥戸総合スポーツセンター 温水プール館・エイトホール	1,499人		1,695人		△ 196人	
水元総合スポーツセンター体育館	2,761人		2,377人		384人	

●親子・子ども向けスポーツコース

（奥戸総合スポーツセンター体育館 スタジオ等）

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度	令和6年度	前年度比
			参加人数	参加人数	（増減数）
1	キッズ運動教室（月）	1期12日×4期	33	43	△ 10
2	ジュニア運動教室（月）	1期12日×4期	48	36	12
3	親子ヨーガ（火）	1期10日×4期	1	1	0
4	キッズダンス（火）	1期12日×4期	30	19	11
5	ジュニアダンス（火）	1期12日×3期		35	△ 35
6	ジュニアダンス（入門）（火）	1期12日×4期	47	6	41
7	ジュニアダンス（初中級）（火）	1期12日×4期	34	10	24
8	キッズ運動教室（水）	1期9日×4期	31	39	△ 8
9	ジュニア運動教室（水）	1期9日×4期	46	47	△ 1
10	赤ちゃん親子産後ケア（木）	1期11日×2期		13	△ 13
11	ベビーヨーガ&ママヨーガ（木）	1期11日×4期	30	15	15
12	よちよち親子フィットリトミック（木）	1期11日×2期		15	△ 15
13	よちよち親子体操名人（土）	1期12日×4期	61	42	19
14	わんぱく親子体操名人（土）	1期12日×4期	58	34	24
15	キッズHIPHOP（土）	1期12日×1期	10	40	△ 30
16	ジュニアHIPHOP（入門）（土）	1期250日×1期	11	48	△ 37
17	ジュニアHIPHOP（初中級）（土）	1期12日×1期	12	29	△ 17
18	キッズチア（日）	1期10日×4期	34	27	7
19	ジュニアチア（日）	1期10日×2期		10	△ 10
	上記コース体験者数		100	96	4
小 計			586	605	△ 19

●親子・子ども向けスポーツコース

(奥戸総合スポーツセンター温水プール館 スタジオ、エイトホール、温水プール)

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度	令和6年度	前年度比
			参加人数	参加人数	(増減数)
1	キッズトランポリン (月)	1期10日×4期	55	35	20
2	ジュニアトランポリン (月)	1期10日×4期	48	51	△ 3
3	幼児スイミング (月)	1期8日×2期	27	66	△ 39
4	小学生スイミングA (月)	1期10日×2期	83	134	△ 51
5	小学生スイミングB (月)	1期10日×2期	80	38	42
6	幼児スイミング (火)	1期8日×2期	14	68	△ 54
7	キッズK-POPダンス (火)	1期10日×1期		0	0
8	ジュニアK-POPダンス (水)	1期9日×2期	26	42	△ 16
9	親子トランポリン (水)	1期9日×2期	14		14
10	キッズトランポリン (水)	1期10日×2期	19	35	△ 16
11	ジュニアトランポリン (水)	1期9日×4期	53	56	△ 3
12	幼児バルシューレ (木)	1期8日×2期		11	△ 11
13	小学生バルシューレ (木)	1期8日×2期		13	△ 13
14	キッズ体操 (木)	1期10日×4期	27		27
15	ジュニア体操 (木)	1期10日×4期	36		36
16	ジュニアダンス (金)	1期11日×4期	14		14
17	初めてのジュニアHIPHOP基礎 (金)	1期11日×4期		16	△ 16
18	ジュニアHIPHOP初中級 (金)	1期11日×4期	56	57	△ 1
19	にこにこ親子体操 (土)	1期10日×4期	30	24	6
20	フィット&ダンスA (土)	1期10日×4期	39	36	3
21	フィット&ダンスB (土)	1期10日×4期	26	37	△ 11
22	小学生スイミングA (土)	1期9日×2期	98	142	△ 44
23	小学生スイミングB (土)	1期9日×2期	100	141	△ 41
24	幼児スイミング (土)	1期9日×2期	46	24	22
	上記コース体験者数		94	67	27
小 計			985	1,093	△ 108

●親子・子ども向けスポーツコース

(水元総合スポーツセンター体育館 フィットネススタジオ・温水プール)

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度	令和6年度	前年度比
			参加人数	参加人数	(増減数)
1	キッズスイミング (木)	1期10日×3期	89	63	26
2	キッズ・ジュニアスイミング (木)	1期10日×3期	128	82	46
3	ジュニアスイミング (木)	1期10日×3期	138	86	52
4	キッズスイミング (土)	1期8日×3期		65	△ 65
5	キッズ・ジュニアスイミング (土)	1期8日×3期	117	79	38
6	ジュニアスイミング (土)	1期8日×3期	129	87	42
7	キッズスイミングA (土)	1期8日×3期	85		85
8	キッズスイミングB (土)	1期8日×3期	83		83
9	キッズダンスHIPHOP (月)	1期9日×4期	29	29	0

10	ジュニアダンスHIPHOP（月）	1期9日×4期	62	44	18
11	テーマパークダンス（火）	1期11日×4期		25	△ 25
12	テーマパークダンス低学年（火）	1期10日×4期	24		24
13	テーマパークダンス高学年（火）	1期10日×4期	32		32
14	キッズ運動名人（水）	1期9日×4期	56	58	△ 2
15	ジュニア運動名人（水）	1期9日×4期	50	34	16
16	わんぱく家族体操名人（土）	1期11日×4期	52	52	0
17	フィットリトミック元気ファミリー（土）	1期11日×3期		16	△ 16
18	ジュニア運動名人（土）	1期11日×4期	53	47	6
19	キッズチアダンス（土）	1期10日×2期	16		16
20	ジュニアチアダンス（土）	1期10日×2期	10		10
	上記コース体験者数		59	43	16
小 計			1,212	810	402

●大人向けスポーツコース

（奥戸総合スポーツセンター体育館 トレーニングルーム・スタジオ等）

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度	令和6年度	前年度比
			参加人数	参加人数	（増減数）
1	楽しいバドミントン（初級）（月）	1期11日×4期	31	39	△ 8
2	楽しいバドミントン（初中級）（月）	1期11日×4期	46	44	2
3	気功・太極拳（月）	1期11日×4期		0	0
4	脂肪燃焼エアロビクス（初中級）（月）	1期12日×4期	83	85	△ 2
5	かんたんピラティス（月）	1期10日×4期	60	58	2
6	ハウスダンス（月）	1期11日×1期	1	11	△ 10
7	ジャズダンス（月）	1期11日×4期		0	0
8	いきいき健康体操はつらつ（月）	1期11日×4期	58	56	2
9	ベーシックヨーガ（月）	1期11日×4期	36	45	△ 9
10	シェイプ&リラックスヨーガ（月）	1期11日×4期	51	48	3
11	ZUMBA（月）	1期12日×4期	21	21	0
12	マラソン教室（月）	1期9日×4期	14		14
13	ヨーガ（火）	1期13日×4期	46	48	△ 2
14	脂肪燃焼エアロビクス（初中級）（火）	1期11日×4期		9	△ 9
15	脂肪燃焼エアロ&ストレッチ（火）	1期12日×1期	3	9	△ 6
16	リズム健康体操&ストレッチ（火）	1期13日×3期	13		13
17	肩こり腰痛改善教室（火）	1期13日×4期	43	41	2
18	かんたん筋トレ&ストレッチ（火）	1期13日×4期	83	74	9
19	姿勢改善ピラティス（火）	1期12日×4期	30	38	△ 8
20	リフレッシュヨーガ（火）	1期11日×4期		10	△ 10
21	かんたんヨーガ（火）	1期13日×4期	19	12	7
22	ストレッチ&やさしいピラティス（火）	1期12日×4期	72	59	13
23	アロマヨーガ（火）	1期12日×4期	61	60	1
24	シェイプアップエクササイズ（水）	1期10日×1期	6	29	△ 23
25	骨盤ヨーガ（水）	1期9日×4期	37	41	△ 4
26	24式太極拳（水）	1期10日×4期	47	52	△ 5
27	ZUMBA（水）	1期10日×4期	42	38	4

28	機能改善エクササイズ (水)	1 期10日×4 期	23	13	10
29	パワーヨーガ (水)	1 期11日×4 期		4	△ 4
30	マラソン教室 (水)	1 期 9 日×1 期	18	80	△ 62
31	クラシックバレエ (水)	1 期10日×4 期	30	6	24
32	バランス改善&ストレッチ (水)	1 期 9 日×3 期	20		20
33	フラダンス (木)	1 期12日×4 期	50	58	△ 8
34	モーニングヨーガ (木)	1 期12日×4 期	13	21	△ 8
35	ペルヴィスピラティス (木)	1 期12日×4 期	87	76	11
36	いきいき健康体操はつらつ (木)	1 期12日×4 期	82	100	△ 18
37	リラックスヨーガ (木)	1 期12日×4 期	20	22	△ 2
38	H I P H O P (木)	1 期12日×4 期	16	17	△ 1
39	K - P O P ダンス (水)	1 期12日×4 期	16	22	△ 6
40	クラシックバレエ (木)	1 期12日×4 期	38	40	△ 2
41	はじめてのエアロビクス (金)	1 期11日×4 期		7	△ 7
42	やさしいステップ&ストレッチ (金)	1 期11日×4 期	12	8	4
43	Z U M B A (金)	1 期12日×4 期	25	31	△ 6
44	B O D Y A R T Training (金)	1 期11日×4 期		10	△ 10
45	脂肪燃焼エアロビクス (初中級) (金)	1 期12日×4 期	55	53	2
46	いきいき健康体操ゆったり (金)	1 期12日×4 期	92	92	0
47	骨盤ヨーガ (金)	1 期12日×4 期	31	39	△ 8
48	G r o u p F i g h t (金)	1 期11日×4 期		14	△ 14
49	G r o u p C e n t e r g y (土)	1 期12日×4 期	29	29	0
50	ペルヴィスピラティス (土)	1 期12日×4 期	127	142	△ 15
51	アロマヨーガ (土)	1 期13日×4 期	32	27	5
52	ビューティーフラダンス (土)	1 期12日×4 期	75	75	0
53	クラシックバレエ (土)	1 期12日×2 期	9	12	△ 3
54	クラシックバレエ (土)	1 期11日×4 期	40	39	1
55	ベーシックヨーガ (土)	1 期11日×4 期		12	△ 12
56	リラクゼーションフローヨーガ (土)	1 期12日×4 期	28	14	14
57	マーシャルワークアウト (日)	1 期12日×4 期	70	73	△ 3
58	ボディケアヨーガ (日)	1 期13日×4 期	23	24	△ 1
59	デトックスヨーガ (日)	1 期11日×4 期		8	△ 8
60	B O D Y B A L A N C E (日)	1 期13日×4 期	40	23	17
61	G r o u p C e n t e r g y (日)	1 期11日×4 期		44	△ 44
62	美姿勢骨盤エクササイズ (日)	1 期13日×4 期	36	42	△ 6
63	G r o u p P o w e r (日)	1 期11日×4 期		26	△ 26
64	セルフメンテナンスヨーガ (日)	1 期11日×4 期	62	49	13
	上記コース体験者数		294	402	△ 108
小 計			2, 396	2, 681	△ 285

●大人向けスポーツコース

(奥戸総合スポーツセンター温水プール館 スタジオ、エイトホール、温水プール)

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度	令和6年度	前年度比
			参加人数	参加人数	(増減数)
1	成人スイミング初中級 (月)	1期10日×2期	21	23	△ 2
2	水中ウォーキング (月)	1期8日×2期	37	37	0
3	大人の水泳教室 (月)	1期8日×2期	45	71	△ 26
4	成人スイミング (初級) (月)	1期8日×1期		8	△ 8
5	成人スイミング (中級) (月)	1期8日×1期		4	△ 4
6	フラダンス (初級) (月)	1期10日×4期	34	31	3
7	フラダンス (中級) (月)	1期10日×4期	26	20	6
8	はじめてのK-POPダンス (火)	1期10日×2期		5	△ 5
9	はじめてのK-POPダンス (水)	1期10日×4期	19	6	13
10	やさしいピラティス (水)	1期10日×4期	59	48	11
11	ヨーガ (水)	1期9日×4期	27	22	5
12	はじめての大人トランポリン (水)	1期10日×2期	7	25	△ 18
13	大人のトランポリンA (水)	1期9日×4期	31	37	△ 6
14	大人のトランポリンB (水)	1期9日×4期	29	37	△ 8
15	やさしいピラティス (木)	1期12日×4期	48	51	△ 3
16	ヨーガ (金)	1期11日×4期	17	16	1
17	リラックスヨーガ (金)	1期12日×4期	24	16	8
18	水中ウォーキング (金)	1期9日×2期	22	40	△ 18
19	水中ストレッチ (金)	1期9日×1期		10	△ 10
20	水中エクササイズ (金)	1期9日×2期	15	17	△ 2
21	はじめてのクロール (土)	1期9日×1期		6	△ 6
22	はじめての平泳ぎ (土)	1期9日×1期		1	△ 1
23	はじめてのバタフライ (土)	1期9日×2期	12	15	△ 3
	上記コース体験者数		41	56	△ 15
小 計			514	602	△ 88

●大人向けスポーツコース

(水元総合スポーツセンター体育館 フィットネススタジオ・温水プール)

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度	令和6年度	前年度比
			参加人数	参加人数	(増減数)
1	成人水泳 初級 (月)	1期7日×1期	12	35	△ 23
2	アクアビクス&アクアエクササイズ (火)	1期11日×3期	51	55	△ 4
3	成人水泳 中級 (月)	1期7日×1期	10	19	△ 9
4	成人水泳 中級 (水)	1期9日×3期	24	34	△ 10
5	水中ウォーキング (木)	1期10日×3期	39	26	13
6	成人水泳 初級 (木)	1期10日×3期	34	27	7
7	成人水泳 入門 (木)	1期10日×2期	11		11
8	成人水泳 中級 (木)	1期10日×2期	24		24
9	やさしいフラダンス (月)	1期10日×4期	61	66	△ 5
10	シニア健康体操 (月)	1期10日×4期	157	142	15
11	姿勢改善ピラティス (月)	1期10日×4期	98	107	△ 9

12	G r o u p F i g h t (月)	1期10日×4期	25	35	△ 10
13	リラックスヨーガ (火)	1期12日×3期		43	△ 43
14	Z U M B A (火)	1期11日×4期	50	39	11
15	毎日のヨーガ (火)	1期11日×4期	56	15	41
16	やさしいヨーガ (火)	1期4日×1期		0	0
17	G r o u p C e n t e r g y (火)	1期11日×4期	58	48	10
18	クラシックバレエ (火)	1期11日×4期	38	40	△ 2
19	ジャズダンス (火)	1期11日×4期		6	△ 6
20	太極拳 (水)	1期9日×4期	58	44	14
21	やさしいヨーガ (水)	1期9日×4期	75	82	△ 7
22	やさしいエアロ&アロマストレッチ (水)	1期9日×4期	39	31	8
23	エンジョイ脂肪燃焼S T E P (木)	1期11日×4期	29	35	△ 6
24	らくらくストレッチ (木)	1期11日×4期	182	168	14
25	いきいき健康体操 (木)	1期11日×4期	86	94	△ 8
26	Z U M B A (木)	1期10日×4期		17	△ 17
27	セルフメンテナンスヨーガ (木)	1期11日×4期	32	36	△ 4
28	フラダンス (金)	1期11日×4期	77	78	△ 1
29	アロマヨーガ (金)	1期11日×4期	36	41	△ 5
30	かんたんエアロ&ストレッチ (金)	1期11日×2期		2	△ 2
31	リラックスヨーガ (金)	1期11日×4期	41		41
32	ヨーガ (金)	1期11日×4期	36		36
33	H I P H O P 初級 (土)	1期11日×2期		7	△ 7
	上記コース体験者数		110	195	△ 85
小 計			1,549	1,567	△ 18

●オープンコース

(奥戸総合スポーツセンター体育館 トレーニングルーム)

	コ ー ス 名	回 数	令和7年度 参加人数	令和6年度 参加人数	前年度比 (増減数)
1	ゆったりヨーガストレッチ	週1回 (月)	1,531	1,201	330
2	骨盤ストレッチ	週1回 (水)	906	904	2
3	リフレッシュ体操	週1回 (水)	876	896	△ 20
4	やさしい太極拳	週1回 (木)	1,303	1,009	294
5	健康ストレッチ	週1回 (金)	1,645	1,523	122
小 計			6,261	5,533	728

③スポーツ情報の提供事業

ア 葛飾区体育施設利用案内 作成・配布	
イ 広報かつしか15日号の11面活用	毎月 1 回年12回
ウ スポーツ情報の交換・提供のための掲示場所提供	掲示件数16件
エ チラシ作成（新聞折込・ポスティング活動）	年10回

④その他のスポーツ自主事業

ア 子どもスポーツスクール

	開催回数（回）	利用者数（人）
新体操	33	120
体育	33	195
チアダンス	96	2, 576
H I P H O P	84	2, 112
バレエ	48	896
合計	294	5, 899

イ フットサルリーグ

令和 8 年 3 月末現在登録チーム数 15チーム
（公式試合 252件 練習試合 744件 紅白戦 319件）

ウ 子どもボルダリングスクール

	開催回数（回）	利用者数（人）
スクール	48	283
講習会	12	169
体験	12	117
合計	72	569

エ イベントレッスン

	開催回数（回）	利用者数（人）
テニス教室	8	242
短期水泳教室	57	735
お試しレッスン	51	604
スプリング発表会	1	153
合計	117	1, 734

オ 当日参加型教室

開催回数（回）	1, 769
利用者数（人）	12, 229

カ パーソナルレッスン

開催回数（回）	521
利用者数（人）	521

キ かつしかスポーツフェスティバル 2 0 2 5 協力（相撲部屋ブースちゃんこ鍋販売）

開催回数（回）	1
利用者数（人）	2, 610

2 体育施設の利用状況

(1) 体育施設の貸切（団体）・個人利用状況

施設名		令和7年度		令和6年度		前年度比（増減数）	
		貸切件数	個人利用	貸切件数	個人利用	貸切件数	個人利用
		貸切人数		貸切人数		貸切人数	
奥戸総合スポーツセンター	体育館	4,542件	116,458人	4,675件	107,550人	△ 133件	8,908人
		267,433人		278,093人		△ 10,660人	
	陸上競技場	365件	24,469人	752件	50,604人	△ 387件	△ 26,135人
		81,145人		97,341人		△ 16,196人	
	温水プール館	2,579件	94,178人	3,029件	116,095人	△ 450件	△ 21,917人
		88,902人		96,540人		△ 7,638人	
水元総合スポーツセンター体育館		9,086件	201,343人	8,459件	190,483人	627件	10,860人
		332,171人		295,535人		36,636人	
屋外施設 （野球場・屋外プール等）		57,710件	7,734人	57,409件	7,479人	301件	255人
		1,076,658人		1,064,421人		12,237人	
東金町 クライミングセンター		412件	26,724人	479件	28,272人	△ 67件	△ 1,548人
		16,364人		7,884人		8,480人	
合 計		74,694件	470,906人	74,803件	500,483人	△ 109件	△ 29,577人
		1,862,673人		1,839,814人		22,859人	
利用人数総計		2,333,579人		2,340,297人		△ 6,718人	

(2) 体育施設予約システム登録者数

（令和8年3月31日現在）

	令和7年度	令和6年度	前年度比（増減数）
個人登録	23,176人	21,715人	1,461人
グループ登録	2,461人	2,293人	168人
少年少女団体登録	719人	680人	39人
法人登録	516人	477人	39人
合計	26,872人	25,165人	1,707人

(3) 年末年始の実績状況

①年末年始施設開場状況

開場期間	開 場 施 設		
	令和 7 年度		令和 6 年度
12月29日 ～12月30日 及び 1月4日	小菅東スポーツ公園テニスコート、東金町運動場スポーツライミングセンター、奥戸総合スポーツセンター温水プール、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場を除いた全施設		小菅東スポーツ公園テニスコート、東金町運動場スポーツライミングセンターを除いた全施設
12月31日 ～1月3日	奥戸 総合スポーツセンター 体育館	・トレーニングルーム ・大体育室、小体育室 ・弓道場 ・アーチェリー場	・トレーニングルーム ・大体育室、小体育室 ・弓道場 ・アーチェリー場
	奥戸 総合スポーツセンター 温水プール館	・エイトホール ・テニスコート (ナイター利用可)	・温水プール ・エイトホール ・テニスコート (ナイター利用可)
	水元 総合スポーツセンター 体育館	・温水プール ・トレーニングルーム ・アリーナ（メイン、サブ） ・テニスコート	・温水プール ・トレーニングルーム ・アリーナ（メイン、サブ） ・テニスコート
	その他屋外施設	・渋江公園テニスコート ・上千葉公園テニスコート ・東金町運動場 テニスコート、多目的広場 ・にいじゅくみらい公園運動場 テニスコート、多目的広場 ・小菅西公園フットサル場	・渋江公園テニスコート ・上千葉公園テニスコート ・東金町運動場 テニスコート、多目的広場 ・にいじゅくみらい公園運動場 テニスコート、多目的広場 ・小菅西公園フットサル場

②年末年始利用実績

		令和 7 年度			令和 6 年度			前年度比（増減数）		
		年末計	年始計	合計	年末計	年始計	合計	年末計	年始計	合計
貸切利用	件数	1,027	494	1,521	700	527	1,227	327	△ 33	294
	人数	17,350	4,687	22,037	9,645	4,530	14,175	7,705	157	7,862
個人利用	人数	5,706	4,823	10,529	6,104	5,654	11,758	△ 398	△ 831	△ 1,229
利用人数総計		23,056	9,510	32,566	15,749	10,184	25,933	7,307	△ 674	6,633

3 利用料金収入の状況

単位：円(税込)

区分		令和7年度		令和6年度		前年度比(増減数)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
奥戸総合スポーツセンター体育館	施設使用料	80,165	75,398,430	69,664	76,769,200	10,501	△ 1,370,770
	器具使用料	1,403	1,797,260	1,586	1,755,270	△ 183	41,990
	駐車場使用料	46,830	20,347,060	50,587	22,614,100	△ 3,757	△ 2,267,040
	計	128,398	97,542,750	121,837	101,138,570	6,561	△ 3,595,820
奥戸総合スポーツセンター陸上競技場	施設使用料	13,886	6,104,054	28,556	11,794,643	△ 14,670	△ 5,690,589
	器具使用料	306	560,020	633	1,166,290	△ 327	△ 606,270
	計	14,192	6,664,074	29,189	12,960,933	△ 14,997	△ 6,296,859
奥戸総合スポーツセンター温水プール館	施設使用料	67,153	36,467,440	76,077	47,289,700	△ 8,924	△ 10,822,260
	器具使用料	296	272,330	280	268,730	16	3,600
	駐車場使用料	36,959	15,937,750	39,296	17,240,500	△ 2,337	△ 1,302,750
	計	104,408	52,677,520	115,653	64,798,930	△ 11,245	△ 12,121,410
水元総合スポーツセンター体育館	施設使用料	145,326	92,821,145	113,849	90,914,065	31,477	1,907,080
	器具使用料	1,615	1,418,360	1,470	1,204,560	145	213,800
	駐車場使用料	72,889	28,756,290	64,000	24,985,640	8,889	3,770,650
	計	219,830	122,995,795	179,319	117,104,265	40,511	5,891,530
屋 外 施 設	施設使用料	90,455	103,120,405	90,162	99,359,360	293	3,761,045
	器具使用料	5,918	9,701,205	5,707	8,567,935	211	1,133,270
	駐車場使用料	106,093	32,947,160	112,421	48,243,400	△ 6,328	△ 15,296,240
	計	202,466	145,768,770	208,290	156,170,695	△ 5,824	△ 10,401,925
合計	施設使用料	396,985	313,911,474	378,308	326,126,968	18,677	△ 12,215,494
	器具使用料	9,538	13,749,175	9,676	12,962,785	△ 138	786,390
	駐車場使用料	262,771	97,988,260	266,304	113,083,640	△ 3,533	△ 15,095,380
	計	669,294	425,648,909	654,288	452,173,393	15,006	△ 26,524,484

4 施設維持管理の状況

(1) 指定管理者が実施した修繕

令和7年度において、以下のとおり指定管理者による修繕が実施された。

基本的に50万円未満の修繕については、指定管理者の判断で実施できることとしているが、今後の施設の維持管理・運営に影響が大きいと考えられる不具合については、金額にかかわらず状況報告と対応策（修繕方法）の提案並びに協議を行っている。

単位：円（税込）

主 な 内 訳	件数	金額
奥戸総合スポーツセンター体育館、陸上競技場 屋上螺旋階段修繕、アーチェリー場スロープ修繕、屋内消火栓 ホース48本交換、大体育室階段手摺設置、2階事務所電話増設 及び移設工事	56	13,007,056
奥戸総合スポーツセンター温水プール館 屋内プールろ過器ろ材交換、散水用私設メーター交換、エイ トホール旧工水配管漏水調査、エイトホール渡り廊下付近 漏水修繕、混合水栓4台交換修繕	35	8,664,271
水元総合スポーツセンター テニスコートフェンス修繕、消火器交換修繕、雑排水ポンプ更 新修繕、西側正面玄関自動ドア装置交換修繕、自動ドア装置交 換	36	9,977,084
その他屋外施設 クライミングセンタービギナーウォール壁修繕、上千葉公園運 動場テニスコート砂入り人工芝張替工事(ABC面)、上千葉公 園運動場バックフェンス保護マット修繕、葛飾にいじゅくみら い公園運動場管理棟外壁修繕、江戸川河川敷柴又野球場C面芝 生修繕	42	13,432,688
合計	169	45,081,099

(2) 地域に根差した経営の実施

① 必要な人員の積極的な地元採用

全従業員326人中区内在住者236人で72.4%（前年度70.5%）

② 区内企業や区内事業者への優先発注

修繕の実施に際しては、メーカー指定などの特殊な事案や本体企業全体として発注することにより経費が大きく低減するなどの事案等を除き、区内業者への発注に努めている。

件数ベースでは全169件中85件で50.3%（前年度45.3%）、金額ベースでは21,234,994円で47.1%（前年度62.5%）を区内事業者へ発注した。

5 指定管理者運営状況

(1) 指定管理者モニタリング実施実績

① 運営・設備及び自主事業に関する苦情・要望に関する報告（四半期ごと）

ご意見箱、現場及び電話での意見集約など各種モニタリング活動を通して、安定的な利用者満足度の向上に取り組んでいる。意見・要望に対しては、対応可能かどうか、どのように対応するかを含め、回答を行っている。

- ・第三者評価（令和8年度内実施）
- ・利用者懇談会の定期開催（令和7年度は4回実施）
- ・利用者満足度調査（令和8年3月16日～令和8年3月29日実施）
- ・セルフモニタリング

② 利用者懇談会開催

- | | |
|-----------------|---|
| 第1回（令和7年6月28日） | 参加者：春の社会人テニス教室参加者
場所：奥戸総合スポーツセンター温水プール館 |
| 第2回（令和7年12月17日） | 参加者：G r o u p F i g h t 参加者
場所：奥戸総合スポーツセンター体育館 |
| 第3回（令和8年2月2日） | 参加者：G r o u p F i g h t 参加者
場所：水元総合スポーツセンター体育館 |
| 第4回（令和8年2月19日） | 参加者：体操教室参加者
場所：奥戸総合スポーツセンター温水プール館 |

(2) 区・指定管理者間の連携体制

① 定期連絡会の開催（毎月1回）

- ・区からの連絡、指示及び協議提案等
- ・指定管理者からの報告、協議提案等

② 四半期報告会

- ・運営状況及び今後の運営方針
- ・対利用者モニタリング結果と対応の報告
- ・設備維持管理状況等報告
- ・指定管理者から履行状況のセルフモニタリング報告
- ・履行状況に関する区の見解と今後の履行計画の協議

③ その他

運営管理、維持管理に関して、適宜、区と指定管理者間で連絡及び協議を行っている。



外部評価報告書

《令和8年度版》

事業体名：住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体
施設名：葛飾区奥戸総合スポーツセンター
葛飾区水元総合スポーツセンター



令和8年7月

公益財団法人 日本スポーツ施設協会

1 評価結果

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体が指定管理者である葛飾区奥戸総合スポーツセンター並びに水元総合スポーツセンターは、公益財団法人日本スポーツ施設協会が定める外部評価基準に基づく評価において、以下の点数及び格付けであることを認定する。

評価点数	92点
格付評価	AA

評価得点率	総評価点	格付	摘 要
最高点の90%以上	95以上	AAA	経営体制及び管理運営体制が極めて安定的かつ良好な状態
同上の80～90%未満	85～94	AA	経営体制及び管理運営体制が安定的かつ良好な状態
同上の75～80%未満	79～84	A	経営体制及び管理運営体制が概ね安定的かつ良好な状態
同上の70～75%未満	74～78	BBB	経営体制及び管理運営体制は普通で特段の支障がない状態
同上の65～70%未満	69～73	BB	経営体制及び管理運営体制に若干留意すべき状態
同上の60～65%未満	63～68	B	経営体制及び管理運営体制の一部に問題がある状態
同上の60%未満	62以下	C	経営体制及び管理運営体制に改善の必要がある状態

2 評価対象施設

評価の対象施設の管理運営者、施設名称は以下のとおり。

1 管理運営者	住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体
所在地	東京都葛飾区奥戸7丁目-17-1
2 施設名称	葛飾区奥戸総合スポーツセンター 葛飾区水元総合スポーツセンター
所在地	東京都葛飾区奥戸7丁目17-1（奥戸） 東京都葛飾区水元1丁目23-1（水元）
（内訳）	（奥戸） 体育館、武道場、アーチェリー場、エアライフル場、 陸上競技場、温水プール館、エイトホール 他 （水元） 体育館、武道場、温水プール、トレーニングルーム、 地域交流ホール、テニスコート、多目的広場 他

3 評価点

1) 評価点総括表

評価項目	配点	自己評価点	外部評価点
I 安定的経営姿勢・運営実施体制	19点	17点	16点
II 平等利用の確保	9点	9点	9点
III コンプライアンス	10点	9点	9点
IV 施設の効用の最大限発揮	15点	15点	15点
V 適正な管理運営	16点	12点	12点
VI 安全管理	17点	15点	13点
VII 地域交流	6点	6点	6点
VIII モニタリング	6点	6点	6点
IX A) 加算評価項目	2点	2点	2点
IX B) 現場確認	5点	一点	4点
IX C) 格付け評価項目	—	—	—
総 計	105点	91点	92点

4 評価内容

1) 総論

- 組織体制、管理運営体制が安定的かつ良好な状態である。
- 前回指摘事項が改善されているほか、利用者の利便性向上、安全確保に努めている。

2) 優れた点

当該事業体の主な優れた点・特徴点としては、次のことが挙げられる。

【安定的経営姿勢・運営実施体制】

- マネージャー会議、スタッフミーティングにより経営・管理運営情報が共有されている。
- 仕様書の定めを上回る人員体制に加え、公認上級スポーツ施設管理士等の専門的な知識やスキルを有する人員を配置し、施設運営を行っている。
- 各種規程やマニュアルが策定され、適切に運用されている。さらに定期的な見直し、改訂が行われていることから、常に最新情報が確認できる状態である。
- 対面での研修の他、動画教材を活用した研修等も実施しており、積極的に従業員に対する教育に取り組んでいる。

【平等利用の確保】

- 平等利用の確保に向け、「車イス優先更衣室」を LGBTQ の方へ更衣室として貸し出す等、積極的かつ柔軟なユニバーサルデザイン化に努めている。
- 毎月 24～25 万部程度発行・配布している葛飾区広報誌「広報かつしか」に記事を掲載、さらにホームページを随時更新し、最新情報の発信に努めている。

【コンプライアンス】

- コンプライアンスマニュアルを策定しており、反社会的勢力の排除についても盛り込んでいる。
- 社員の適正な労働環境の確保のため、従業員の休暇制度、福利厚生制度の取得実績を確認している。委託先従業員の労働環境及び労働状況を勤務表にて確認している。

【施設の効用の最大限発揮】

- 利用者満足度調査、商圈分析を行い、その分析結果を踏まえ、チラシの配布地域の検討等、必要な対応を行っている。
- 利用者からの意見・苦情に対して、担当者及びホームページ窓口を設置している。意見・苦情があった際には、直ちに検証の上、改善策を立てた上で「お客様対応報告書」を作成し、改善事例を社内全職員で共有している。

【適正な管理運営】

- 総利用者数、利用料金収入等を毎月集計し、分析結果を取りまとめ、適正な管理運営に努めている。報告書は葛飾区に提出している。

- 施設の修繕において、「中期修繕計画」「年度営繕計画」等を策定している。外部業者に設備点検・工事を発注する場合は、複数社の見積をもとに業者を選定し、適正な施設の管理に努めている。

【安全管理】

- 危機発生時の対応フローや連絡先一覧、安全管理マニュアルを作成し、定期的な改訂を行っている。
- 緊急時の防災拠点として、従業員3日分に加え利用者のための食料や水、簡易トイレや来館者用災害用ブランケットなどが備えられている。
- 利用者の体調管理に関する取組として、ヘルシーチェック表やWBGT値に基づいた注意喚起表示などが整備されている。

【地域交流】

- 利用者懇談会やVOCアンケート、三者連絡会を毎年実施し、利用者等から施設運営に関する意見の収集、交換を行っている。
- 複数の区内中学校の職場体験を受け入れ、地域連携・貢献に努めている。

【その他】

- 障害者雇用促進法の基準を上回る障がい者の雇用を行っている(事務局員として従事されている)。

3) 留意点

当該事業体の主な留意点としては、次のことが挙げられる。

【研修・教育体制】

- 業務運営に必要な教育研修を実施しているが、参加対象者に委託業者が含まれていない。年間計画を作成し、様々な研修を実施していることは評価できるが、委託業者に対しても研修の参加を依頼することが望まれる。

【安全管理】

- 安全管理体制の向上のため、不審者対応があった場合にも、対応の検証や記録の保管、必要に応じてマニュアルの修正を行うことが望ましい。
- 地域の防災拠点としての機能を維持するためにも、定期的に防災拠点对応訓練を実施することが望まれる。
- 直近3年での救命救急講習(CPR&AED含む)の受講率が全従業員の半数に満たない状況である。CPR練習を毎出勤時に実施しており、現場従業員の安全管理意識の向上に努めていることは評価できるが、有事の際に現場スタッフが正しい知識を持って救命措置を行えるよう、公的法人等が実施する講習を定期的に受講することが望まれる。

【その他】

- 事業計画、収支予算など可能な範囲内で事業運営に係る資料も同様に公表することが望まれる。

4) 現場確認

現場確認結果として次のことが挙げられる。

- 過年度の指摘事項が改善されていることを確認した。
- 奥戸総合体育館の階段付近にて、周囲に物が置かれ、排煙ボタンへのアクセスが悪い状態であった。火災発生時の煙による被害を低減するためにも、排煙ボタンへの導線を確保することを推奨する。（-1点）
- 奥戸温水プール館の事務所において、出入口ドアの近くに傘や長い棒がまとめて置かれていた。地震発生等で倒れた場合、これらが扉の開閉を阻み逃げ遅れる可能性があるため、対象物を移動する等の必要な措置をとること。
- 奥戸温水プール館の通路において、柵が壁に固定されておらず、上下の柵も接続されていなかった。地震発生等で倒れた場合、通行人の怪我につながる可能性があるため、柵を壁へ固定かつ上下の柵を接続する等の必要な措置をとること。

結果報告

訪問調査実施日	令和8年6月19日	
訪問調査者氏名	(公財)日本スポーツ施設協会	評価員 白木 俊郎
	同 上	評価員 加藤 真由
委員会開催日	令和8年7月3日	
	(公財)日本スポーツ施設協会	認定員 野川 春夫
	同 上	認定員 小菅 司
	同 上	認定員 岸 千秋

以上、外部評価調査結果を認定します。

東京都豊島区巣鴨 2-7-14

巣鴨スポーツセンター別館3階

公益財団法人 日本スポーツ施設協会

会長 大 東 和 美

体育施設の利用の在り方に関する見直しについて

生涯スポーツ課

1 目的

令和8年3月31日付けで本区に提出されたバルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員による調査結果を踏まえ、本区のスポーツ振興を一層活性化し、区民がより公平かつ快適に利用できる体育施設の環境を整備するため、体育施設の優先利用を認める協定におけるモニタリング制度の導入及び協定に基づく優先利用の考え方について、以下のとおり見直しを行う。

2 新たな協定とモニタリング制度について

体育施設の優先利用を認める協定を締結する際には、団体の状況を適切に把握して協定締結及び更新が行えるよう、別紙1「体育施設の優先利用を認める協定の各場面におけるモニタリング」のとおりに団体の運営状況等についてモニタリングを実施する。

3 協定に基づく優先利用について

協定に基づき実施する事業については、公式戦とスクール事業及び練習等の活動に分類し、それぞれに取扱いを定める。

(1) 公式戦の取扱い

公式戦については、ホーム戦など必要最小限の優先利用を認める。

(2) スクール事業及び練習等の取扱い

スクール事業及び練習等の活動については、地域貢献活動の実施回数に応じた優先利用回数とする。具体的には、団体の地域貢献活動の実施予定数に応じた区分（別紙2「地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数について」のとおりに）を設定し、区分ごとに優先利用が可能な回数を定める。

また、各体育施設について、以下のとおり協定に基づく優先利用の上限を設

定し、一般の利用者に与える影響を抑制する。

なお、協定締結団体以外の優先利用についても、一般の利用者に与える影響を考慮し、予約が困難な施設において、土日祝日のうち月 1 日程度、優先利用を認めず一般利用者が施設利用を可能とする日を利用調整会議の中で設定する。

＜同一体育施設における優先利用の上限＞

ア 平日 1 日 2 枠まで、かつ、月曜日から金曜日までの各時間帯 5 枠のうち 4 枠まで

イ 土日祝日 週 4 枠まで

優先利用の上限については別紙 3 「優先利用の上限と優先利用のイメージ」を参照

4 協定書（案）について

体育施設の優先利用を認める協定については、別紙 4 「葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定書（案）」を基本とし、団体の実態を反映させて締結する。

5 今後のスケジュールについて（予定）

令和 8 年 7 月 文教委員会後に協定締結を希望する団体からの申し出の受付

8 月 団体から審査資料の受領

9 月 文教委員会庶務報告（協定締結に関する審査結果）

10 月 団体との協定締結

11 月 令和 9 年度の屋内体育施設の利用調整会議

12 月 令和 9 年度の屋外体育施設の利用調整会議

令和 9 年 4 月 新たな協定による体育施設の利用開始

10 月 実施状況について協定団体から中間報告（4 月から 9 月まで）

12 月 協定更新の申し出及び審査資料の受領

令和 10 年 3 月 文教委員会庶務報告（協定更新に関する審査結果）

4 月 更新後の協定による体育施設の利用開始

1 協定締結時

(1) 協定締結時の流れ

ア 協定締結の申し出

団体から文書にて協定締結の申し出及び審査資料の提出を受ける。

イ 区の審査

提出資料を基に生涯スポーツ課が審査し、区の方針を決定する。

ウ 文教委員会報告

協定締結の方針とした場合、審査結果を文教委員会において報告する。

エ 協定締結

文教委員会での議論を踏まえ、協定締結の判断をする。

(2) 審査の考え方

ア 協定に基づき実施する事業が「葛飾区スポーツ推進計画」等のスポーツ施策に合致し、区の魅力・認知度の向上に寄与すると認められること

団体のこれまでの活動実績や、協定締結により実施する事業予定により判断する。具体的な判断基準は別表1「協定締結の審査基準」のとおり

イ 地域貢献活動を実施すること

区内小・中学校等への訪問教室などの地域貢献活動を、区が定める基準（別紙2「地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数について」のとおり）以上に実施すること

ウ 団体の状況（事業実績及び財務状況含む。）が協定による事業実施に支障がないこと

（ア）体育施設の優先利用に関する利益相反の可能性のある者が団体の役員にいないこと

（イ）十分な実績を持ち、公認会計士による財務状況の分析結果に問題がないこと

(3) 提出資料

<団体状況・財務状況>

- ア 登記事項証明書
- イ 定款
- ウ 役員名簿
- エ 意思決定機関（株主総会等）議事録※
- オ 財務諸表※（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）
- カ 納税証明書 ※ 直近3期分

<団体実績及び事業・地域貢献活動>

- ア 団体の活動実績報告書
- イ 事業実施計画書
- ウ 地域貢献活動実施計画書

2 協定締結中

(1) 事業実施状況確認の流れ

協定締結中は半年ごとに事業実施状況を確認する。

ア 審査資料の提出（10月）

団体から審査資料（4月から9月の実績）の提出を受ける。

イ 区の審査

提出資料を基に、生涯スポーツ課にて審査を行う。

(2) 審査の考え方

ア 協定による事業が計画書に基づき実施されていること

「事業実施計画書」に基づき、事業が適切に実施されているか確認する。

イ 地域貢献活動が計画書に基づき実施されていること

「地域貢献活動実施計画書」に基づき、地域貢献活動が適切に実施されているか確認する。

ウ その他事業の実施に支障となる事実が発生していないこと

上記ア及びイのほかに、事業の実施に支障となる事実が発生又は発生する可能性がある場合、団体は区に状況を報告し、区は内容を確認する。

(3) 提出資料

<事業・地域貢献活動実績>

ア 事業実施報告書

イ 地域貢献活動報告書

※ 前年度10月から3月までの実績
についてもあわせて提出

※ ここでの提出資料は協定更新時にも用いる。

3 協定更新時

(1) 協定更新時の流れ

ア 協定更新の申し出 (12 月)

団体から文書にて協定更新の申し出及び審査資料の提出を受ける。

イ 区の審査

提出資料を基に生涯スポーツ課が審査し、区の方針を決定する。

ウ 文教委員会報告

協定更新の方針とした場合、審査結果を区議会第1回定例会における文教委員会にて報告する。

エ 協定更新

文教委員会での議論を踏まえ、協定更新の判断をする。

(2) 審査の考え方

ア 協定に基づき実施する事業が「葛飾区スポーツ推進計画」等のスポーツ施策に合致し、区の魅力・認知度の向上に寄与すると認められること

団体のこれまでの活動実績や、協定締結により実施する事業予定により判断する。具体的な判断基準は別表1「協定締結の審査基準」のとおり

イ 地域貢献活動を実施すること

地域貢献活動計画書に基づいて実施されているか、また、次年度の地域貢献活動の計画書について、区が定める基準以上となっているか確認する。

なお、地域貢献活動については、当該年度の4月から9月までの実績及び前年度10月から3月までの実績により審査する（協定初年度は当該年度分により審査する。）。

ウ 団体の状況（事業実績及び財務状況含む。）が協定による事業実施に支障がないこと

（ア）体育施設の優先利用に関する利益相反の可能性のある者が団体の役員にいないこと

（イ）十分な実績を持ち、公認会計士による財務状況の分析結果に問題がないこと

(3) 提出資料

<団体状況・財務状況>

- ア 登記事項証明書
- イ 定款
- ウ 役員名簿
- エ 意思決定機関（株主総会等）議事録
- オ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）
- カ 納税証明書

<団体実績及び事業・地域貢献活動>

- ア 団体の活動実績報告書
- イ 次年度事業実施計画書
- ウ 次年度地域貢献活動実施計画書
- ※ 事業実施報告書、地域貢献活動報告書は半年ごとの事業実施状況確認時に提出されたものを用いる。

協定締結の審査基準

協定締結に当たっては、これまでの活動実績及び協定締結により実施する事業のそれぞれで、協定事業による体育施設の利用方法に応じた基準を満たすことを要件とする。

1 これまでの活動実績に関する基準

区分	利用方法	基準	備考
1	公式戦	前年度のプロリーグ又はこれに関連するリーグの公式戦（ホーム戦・ビジター戦は問わない）において、観客数が優先利用を希望する体育施設の収容人数の半数を超えた試合があること	—
2	スクール事業	実施するスクールについて、プロリーグ又はこれに関連するリーグに所属するチームが運営する等の特殊性があること	—
3	公式戦・スクール事業共通	団体の活動が報道や専門誌において特集される等の知名度を有していること リーグ等に所属し全国的な活動を実施していること	いずれかの基準を満たすこと

2 協定締結により実施する事業に関する基準

区分	利用方法	基準	備考
1	公式戦	区民の公式戦への無料招待（収容人数の5%程度）の実施 試合開催時のイベントやハーフタイムショー等の競技愛好者以外でも楽しめる取組の実施	いずれかの基準を満たすこと
2	スクール事業	区民に対するスクール料の割引等の実施	—
3	公式戦・スクール事業共通	チーム名や事業名に「葛飾」又は「葛飾」に関連する名を冠することにより、その活動で葛飾区の魅力・認知度を向上させること	—

地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数について

1 地域貢献活動の実施基準と優先利用回数

<地域貢献活動の区分>

活動内容	
①	区内小・中学校等への訪問教室等、団体が自らの強みを生かし区民を相手に行う各種事業
②	区主催又は共催のスポーツイベント等への協力

<地域貢献活動の実施基準及び優先利用回数表>

区分	地域貢献活動実施基準	優先利用可能回数 (スクール事業及び練習等)
A	①及び②を年間 30 回以上実施すること	週 30 枠まで
B	①及び②を年間 20 回以上実施すること	週 20 枠まで
C	①及び②を年間 10 回以上実施すること	週 10 枠まで

※ 協定を締結する団体は、最低年間 10 回以上の地域貢献活動を実施する必要がある。

※ 協定団体は、各体育施設の優先利用の上限の範囲内で優先利用可能回数分の優先利用ができる。

2 留意点

- (1) 優先利用可能回数は、希望の日時での優先利用を保証するものではなく、実際の利用日時は基準に定める協定以外の事由による優先利用団体と利用調整会議にて調整をした上で決定する。
- (2) 協定団体は優先利用可能回数の範囲内で、協定団体以外の優先利用団体及び一般利用者に配慮し、必要最小限の利用回数とすることに努めるものとする。
- (3) 協定団体が公式戦のみで体育施設の優先利用を希望する場合であっても、上記いずれかの区分を満たす地域貢献活動の実施は必須とする。

優先利用の上限と優先利用のイメージ

1 各施設の優先利用の上限

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30							
10:30-13:30							
13:30-16:30							
16:30-19:00							
19:00-21:30							

1日当たり2枠まで
優先利用が可能

各時間帯週当たり4枠まで
優先利用が可能

土日は週当たり4枠まで
優先利用が可能

2 優先利用の例①(優先利用枠が10枠の場合)

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30							
10:30-13:30	○	○		○	○		
13:30-16:30	○	○		○	○		
16:30-19:00			○				
19:00-21:30			○				

平日に同一施設を
10枠利用

3 優先利用の例②(優先利用枠が20枠の場合)

<施設A>

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30						○	
10:30-13:30	○	○		○	○	○	
13:30-16:30	○	○		○	○		
16:30-19:00							
19:00-21:30							

<施設B>

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30	○	○		○	○	○	○
10:30-13:30						○	○
13:30-16:30							
16:30-19:00			○				
19:00-21:30			○				

平日に2施設で
14枠利用

土日に2施設で
6枠利用

4 優先利用の例③(優先利用枠が30枠の場合)

<施設A>

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30						○	
10:30-13:30	○	○		○	○	○	
13:30-16:30	○	○		○	○		
16:30-19:00							
19:00-21:30							

<施設B>

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30		○		○		○	○
10:30-13:30						○	○
13:30-16:30							
16:30-19:00		○	○	○			
19:00-21:30			○				

<施設C>

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
7:30-10:30	○	○		○	○	○	
10:30-13:30	○	○		○	○	○	
13:30-16:30							
16:30-19:00							
19:00-21:30							

平日に3施設で
22枠利用

土日に3施設で
8枠利用

葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定書（案）

葛飾区（以下「甲」という。）と〔団体名〕（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれ保有する資源を有効に活用し、相互に連携し、及び協力することで、葛飾区のスポーツ振興及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協力するものとする。

（1）乙の協力内容

甲が承認した事業実施計画書に基づく事業（以下「事業」という。）及び甲が承認した地域貢献活動計画書に基づく活動（以下「地域貢献活動」という。）を実施すること。

＜例＞ 区内小・中学校等への訪問教室等

甲主催又は共催のスポーツイベント等への協力

（2）甲の協力内容

ア 甲が所管する体育施設（以下「体育施設」という。）を事業において円滑に利用できるよう協力すること。

＜例＞ 葛飾区において実施するスクール事業

公式戦及びこれに関連する活動

イ その他、事業の実施に関して甲が必要と認めるもの

（事業報告）

第3条 乙は、事業及び地域貢献活動に係る報告について、別表第1に定めるとおり、甲に対して資料を提出しなければならない。

（施設の優先利用）

第4条 乙は、事業を行うに当たり、葛飾区体育施設指定管理者が定める「葛飾区体育施設指定管理者が特に認める貸切り使用申請を申請期間前に受け付ける件に関する基準」に基づき、別表第2(1)「地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数」に定める区分に従い、優先的に同表(2)に定める「優先施設」を利用することができる。

2 前項の規定による優先施設の利用は、乙による無条件かつ無制限な利用を保証するものではなく、他団体及び個人利用者への影響を考慮し、別表第2(1)「地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数」に定める優先利用可能回数の範囲内で必要最小限の利用に努めなければならない。

- 3 事業のうち公式戦（プロリーグ又はこれに関連するリーグの公式戦をいう。）の実施のための体育施設の優先利用については、第1項の規定（地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数に係る部分に限る。）は適用しない。この場合において、乙による無条件かつ無制限な利用を保証するものではなく、他団体及び個人利用者への影響を考慮し、必要最小限の利用回数に努めなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定による優先施設の利用をする場合は、体育施設の抽選申請（葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20号）第6条第1項に規定する「抽選申請」をいう。）をすることができない。ただし、抽選後に空きがある体育施設の予約は行うことができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、本協定から生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又はその担保に供してはならない。

（共同運営の禁止）

第6条 乙は、事業及び地域貢献活動の全部又は一部について、第三者と共同で運営してはならない。

（利益相反の禁止）

第7条 体育施設の優先利用に関し、乙の役員その他乙の業務を執行する権限を有する者は、自己又は第三者の利益を図る目的で、その職務上の地位を利用し、又は利用するおそれのある行為をしてはならない。

- 2 乙は、体育施設の優先利用に関し、乙の役員その他乙の業務を執行する権限を有する者について、前項に規定する利益相反に該当し、又は該当するおそれのある事実を知ったときは、直ちにその旨を甲に書面により報告しなければならない。

（委託の取扱い）

第8条 乙は、事業及び地域貢献活動の全部又は一部を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承諾を乙が甲に求めるときは、承諾の可否を決定するために必要となる書類を提出しなければならない。

（秘密保持）

第9条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から提供され、又は知り得た情報については、相手方の子承なく第三者に開示し、又は漏えいしないよう、適切に取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、この限りでない。

- (1) 開示時点で、受領者が既に知っていた情報
- (2) 開示時点で、既に公に知られていた情報

- (3) 開示後、受領者の責任によらず公知となった情報
 - (4) 秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 法令又は条例の定めにより、開示が求められる情報
- 3 甲及び乙は、本協定の効力が失った後も、第1項の規定による秘密保持の義務を負う。

(協定期間及び更新手続)

- 第10条** 本協定の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- 2 乙は、本協定を更新しようとするときは、別表第1に定めるとおり、甲に対して資料を提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の資料を審査の上、協定の更新の可否を判断する。
- 4 乙が別表第1に定める期日までに更新に係る書類を提出しないときは、本協定は更新しないものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 甲は、更新の可否を決定したときは、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、本協定は、甲が更新を認めた場合に限り、翌年度の4月1日から1年間更新するものとし、自動的に更新されることはないものとする。
- 6 前項の規定により本協定の有効期間を更新した場合において、更に協定を更新しようとするときは、この条（第1項を除く。）に定める手続により行うものとする。

(協定の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。
- (1) 本協定の各条項に違反したとき。
 - (2) 第3条の規定による報告に係る資料の提出を正当な理由なく怠ったとき。
 - (3) 第3条の規定により提出された報告資料の内容が虚偽であったとき。
 - (4) 第3条に定める報告等の内容が本協定の継続に支障があると甲が判断したとき。
 - (5) その他、本協定を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

- 第12条** 乙は、甲に対し、本協定締結時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、直ちに本協定を解除する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた事項について、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

(相互の配慮)

第14条 本協定の終了に際しては、当事者は相手方に対して誠意を持って対応し、相互に十分な配慮をしなければならない。

2 甲及び乙は、本協定の終了に伴う影響を最小限に抑えるため、必要な情報を相互に提供することに努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 東京都葛飾区

代表者 葛飾区長 [区長氏名] 印

乙 [団体所在地]

[団体名]

[代表者役職・氏名] 印

別表第1（第3条、第10条関係）

区分	書類	提出の時期
4月から9月まで（以下「半期」という。）の実績	(1) 事業実施報告書 (2) 地域貢献活動報告書	甲が定める日
協定更新時	(1) 協定更新に係る申出書 (2) 団体状況・財務状況に関する書類 ア 登記事項証明書 イ 定款 ウ 役員名簿 エ 直近の意思決定機関（株主総会等）議事録 オ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書） カ 納税証明書 (3) 団体実績及び事業・地域貢献活動に関する書類 ア 活動実績報告書 イ 半期時の提出資料 ウ 次年度事業実施計画書 エ 次年度地域貢献活動実施計画書	甲が定める日

備考

- 1 甲は、本協定の目的の達成又は運用上必要と認めるときは、随時乙に対し活動状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 甲は、乙の運営状況に重大な懸念が生じたと判断したときは、随時、財務状況等に関する追加資料の提出を求めることができる。
- 3 乙は、甲に提出した書類の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更内容を記載した書類を甲に提出しなければならない。

別表第 2（第 4 条関係）

(1) 地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数

地域貢献活動実施回数	優先利用可能回数
<例> 次に掲げる地域貢献活動を年間 30 回以上実施すること。 (1) 区内小・中学校等への訪問教室等、乙が自らの強みを生かし、区民を相手に行う各種活動 (2) 甲主催又は共催のスポーツイベント等への協力	<例> 週 30 枠まで

備考 優先利用の時間帯の上限については、同一優先施設において、平日にあっては 1 日 2 枠まで、かつ、月曜日から金曜日までの各時間帯週当たり 5 枠のうち 4 枠まで、土日祝日にあっては週 4 枠までとする。

(2) 優先施設

名称	優先施設
名称 A	施設 A
名称 B	施設 B
名称 C	施設 C

備考 工事等により優先施設の利用ができなくなった場合は、甲と乙との協議により代替施設を決定する。

スポーツ振興くじ助成金における財産処分納付金の納付について

生涯スポーツ課

1 概要

奥戸総合スポーツセンター陸上競技場は、平成30年度に独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）のスポーツ振興くじ助成金を活用し、老朽化に伴う人工芝の張替工事を実施した。当該助成金についての交付要綱には10年間の処分制限期間が定められており、期間内に処分する場合は残存年数に応じた財産処分納付金をセンターへ納付する必要があった。

しかし、財産処分納付金についての認識がなく、今回、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事において人工芝の処分を行った後に、財産処分納付金の納付が必要であることがセンターからの指摘により発覚した。

2 財産処分納付金額（予定）

720万円

（平成30年度受領額 2,400万円 × 3/10（処分制限期間10年のうち残年数））

3 今後の対応

歳出予算の流用により、財産処分納付金を納付する。